

平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名：統計局総務課

施策名	公的統計の体系的な整備・提供	政策体系上の位置付け (国民生活と安心・安全) 政策 19
<p>施策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の統計全体の体系的整備、統計の信頼性の確保、報告者負担軽減等の観点から、統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 統計調査の量的・質的内容の向上を図り、統計利用者のニーズに応じた統計を提供する。 統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。 	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済・社会の環境変化に対応した統計体系の整備を図るため 60 年ぶりに統計法の全面改正を実施したこと及び統計調査を確実に実施し、統計需要や、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等目標(値)を設定した指標及び参考となる指標双方ともほぼ目標を達成できていることから、基本目標の達成に向けた着実な取組がなされている。 <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計制度を企画立案及び調整すること及び統計に関する国際協力を推進することは、国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、重要かつ基本的な役割を果たすもので必要不可欠なものである。 地方公共団体職員及び統計調査員の資質向上のための研修、統計調査員の確保及び統計知識等に関する普及啓発を目的とする事業の実施は統計調査の円滑な実施のために必要不可欠なものとして認められる。 国勢の基本に関する統計は、国民生活の向上や社会経済の発展に必要な不可欠なものである。 統計調査の結果等を政府統計の総合窓口(e-Stat)及びホームページからの確に提供することは、統計利用者の利便性の向上につながることに加え、統計情報の正確性、信頼性の担保の観点からも重要なことであり、行政が自ら責任を持って実施する必要がある。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな統計法の制定や統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等からの統計調査の審査の実施等、統計行政の正確かつ効率的に運営するための統計制度改革が着実に推進されており、有効性が認められる。 統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保のために統計調査の現場を担う地方公共団体の職員及び統計調査員に対し、必要な研修の実施、統計調査実施のための登録調査員の確保事業及び統計知識等の普及を目的とした広報活動を行っており、有効性が認められる。 経済センサスやサービス産業動向調査の創設等各方面からの統計利用ニーズを踏まえた統計調査の見直しを行い、調査環境の変化に対応した措置を講じているところであり、その結果、調査対象の捕捉率の向上などが図られたことから、本施策は有効性があると認められる。 e-Stat 運用開始初年度の実績として、総務省所管統計ページの統計表へのアクセス件数が 1000 万件を超えたことは、各種統計表への利用ニーズが非常に高いことが考えられ、その取組に有効性があると認められる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共サービス改革基本方針等を踏まえた民間事業者の活用を推進し、統計調査の質の向上・効率化を図ってきた。 e-Stat 利用者が所管府省を意識せずに必要な統計情報を入手できるようになり、統計情報提供の効率化を実現した。 <p>【反映の方向性】</p> <p>様々な経済・社会の環境変化に伴い、ニーズに応じた統計を整備・提供すること又統計調査を実施する環境を整備することが政策の課題となっている。それらの諸課題については、新しく制定された統計法、その統計法に基づき公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(「基本計画」)に従い、今後の統計行政、統計調査の見直しを行い、公的統計の体系的な整備・提供を着実に推進していくために取り組む。</p>	

また、国勢の基本に関する統計の作成についても、国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、「基本計画」に示された措置、方策等について着実に実施するため、その実施に当たり具体化が必要な事項について検討を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	18年度	19年度	20年度
地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	100% (地方公共団体の職員研修)	20年度	89.4% (98.3%)	91.9% (100%)	90.9% (98.3%)
	80% (登録調査員中央研修)	20年度	86.2% (97.2%)	83.7% (99.0%)	79.4% (84.7%)
	80% (地域ブロック別登録調査員研修)	20年度	88.9% (100%)	85.0% (96.6%)	91.3% (98.9%)
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	80%	20年度	79.4%	81.5%	82.1%
統計データ・グラフウェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	80%	20年度	79.9% (85.7%)	83.3% (86.6%)	81.0% (87.8%)
統計調査結果の提供状況		20年度			
・ホームページアクセス件数	412万件		426万件	404万件	319万件
・政府統計の総合窓口(e-Stat)の総務省所管統計ページへのアクセス件数	6万2000件	20年度	-	-	1015万6000件
・e-Statを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数	37統計	20年度	-	-	23統計
・総合統計書の刊行	年刊5冊 月刊1冊	20年度	年刊6冊 月刊1冊	年刊6冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊

(注) 1 18年度～20年度推移欄の()内は、無回答だった者を除いて算出した割合。

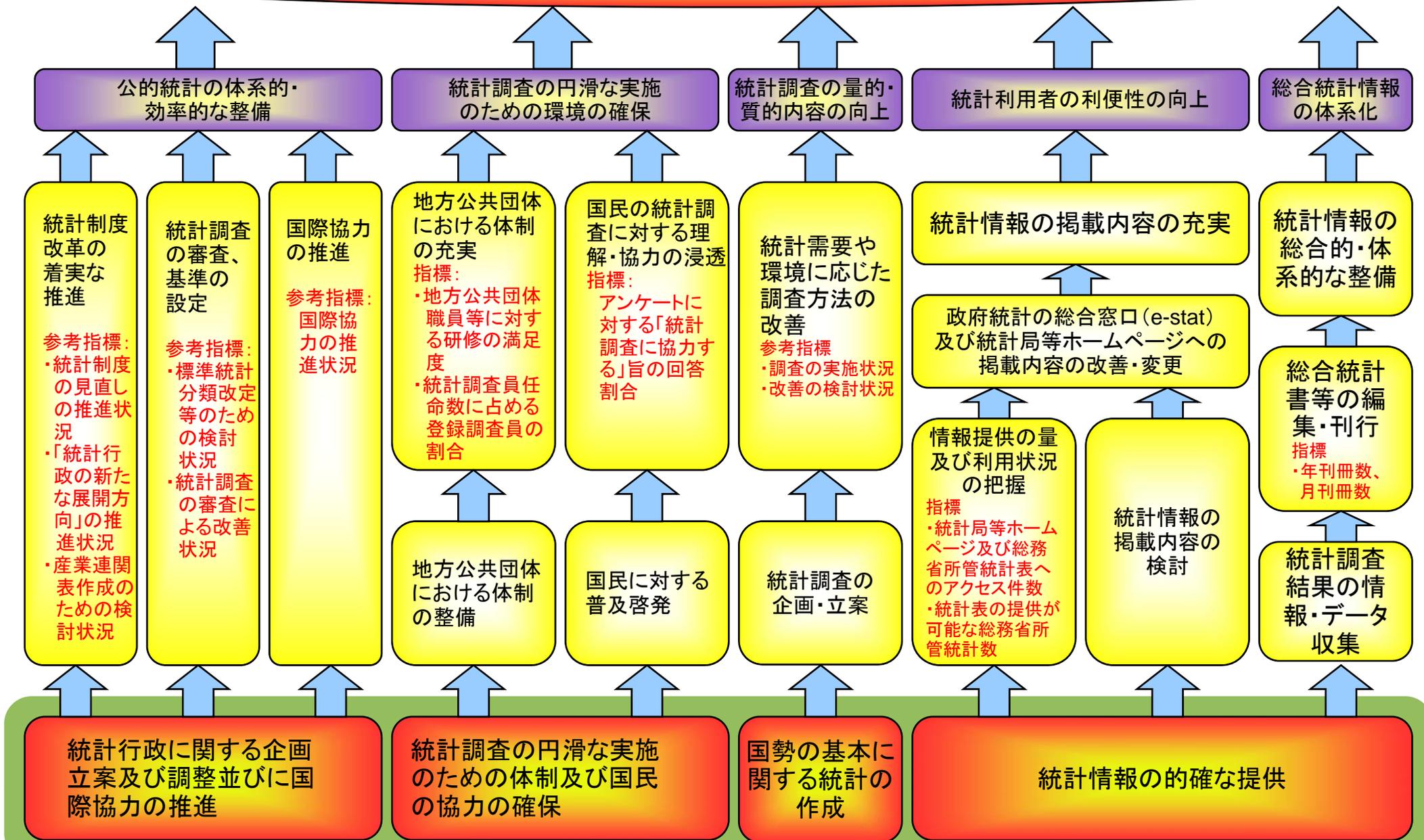
2 「政府統計の総合窓口(e-Stat)の総務省所管統計ページへのアクセス件数」の目標値は、目標設定当初(平成20年4月)には総務省所管の統計トップページへのアクセス件数を想定し記載していたが、e-Stat(平成20年度運用開始)においては、総務省所管の統計トップページへのアクセス件数は把握しておらず、指標について検討を加えた結果、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の方がより指標として有益と判断したところ。このようなことから、20年度の実績値には、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の総数を記載した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日閣議決定	統計法制度を抜本的に改革する新たな統計法を平成19年2月に国会に提出し、19年5月に成立・公布。 サービス統計の抜本的拡充を図る。
	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)	平成18年3月31日閣議決定	ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。 指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも18年度前半までに計画を策定。
	公共サービス改革基本方針(改定)	平成20年12月19日閣議決定	民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営。 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。 サービス産業動向調査(承認統計調査)について、法の対象業務とする方向で引き続き監理委員会と連携して検討し、平成22年5月末までに結論を得る。

政策19 公的統計の体系的な整備・提供

基本目標
公的統計の体系的かつ効率的な整備・提供を推進する。特に、平成20年度内の閣議決定を予定している「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げられた施策を着実に推進する。また、統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善について検討する。

公的統計の体系的な整備・提供



(統計企画管理官、統計審査官、国際統計管理官)

(統計企画管理官)

(統計調査部)

(統計情報システム課)

(統計研修所)